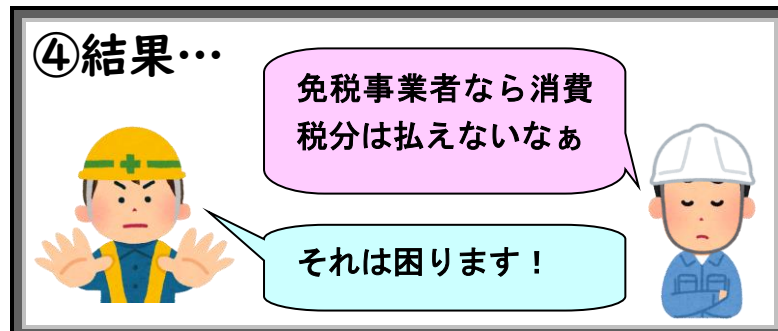
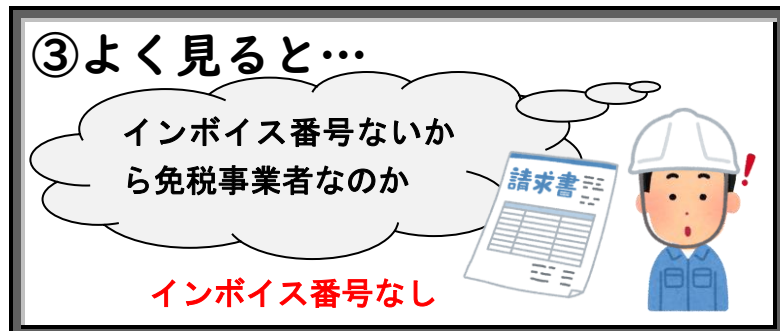
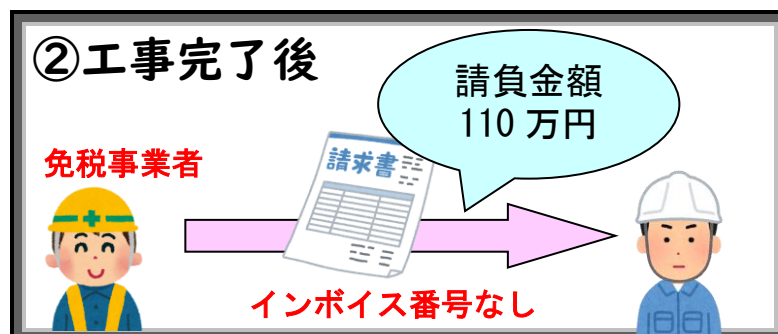


空が澄み清々しい秋を感じる頃となりました。皆さま、お元気でご活躍のことと思います。2022年サッカーワールドカップで大活躍した三苫薫選手。現在は世界最高リーグのひとつであるイングランドプレミアリーグのブライトンで活躍しています。三苫選手は小学校2年生の時からサッカーを始め、川崎フロンターレU-12に所属し活躍しました。現在の三苫選手の最大の武器であるドリブル技術はこの頃から高く評価され、高校3年生の時には川崎フロンターレのトップチームへの昇格も打診されましたが、トップチームでやれる自信がないという理由で断り、大学へ進学し、運動生理学や栄養学を学び、コンディション回復などに、気を配るようになり、体つきやスピード、プレーの質が格段と向上し心身共に成長したようです。また大学の卒業論文では、「サッカーの1対1場面における攻撃側の情報処理に関する研究」をテーマに相手DFを抜くことができるドリブルの視線を分析するなど、ドリブルへの飽くなき探求心がブライトンでもゴールやアシストを連発し世界中から注目される存在となったようです。 日本サッカーA代表試合日程：10/13(金)日本VSカナダ 10/17(火)日本VSチュニジア 中村

インボイス制度 <https://www.mlit.go.jp/common/001460590.pdf> 免税事業者との請負契約に係る建設業法上の考え方の一事例

○「請負金額総額 110 万円」で建設工事の請負契約を行った。
○工事完了後、インボイス発行事業者でなかったことが、請求段階で判明したため、下請負人が提出してきた請求書に記載された金額にかかわらず、一方的に消費税相当額の一部又は全部を支払わないことにした。



➤それ、建設業法違反です!

元請負人（下請契約の注文者）が、自己の取引上の地位を不当に利用して、免税事業者である下請負人に対して、一方的に消費税相当額の一部又は全部を支払わない（減額する）行為により、請負金額がその工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の「不当に低い請負代金の禁止」の規定に違反する行為として問題となります。（藤田）

知っちょい得

譲渡制限特約とは、債権の譲渡を禁止又は制限する旨の債権者及び債務者間の特約を言います。改正前は特約がある場合の譲渡は原則として無効となっていました。債務者にとって弁済の相手方を固定するという意味がありましたが、債権譲渡が無効となるおそれがあるため債権を譲渡担保として融資を受ける場合に担保価値が低く見積もられることになる等の問題が生じていました。このため改正により譲渡制限特約があったとしても債権譲渡の効力は妨げられないことになりました。但し、預貯金債権は除外されます（続く）。

弁護士 渋谷和洋

建設業Q&A

Q. 令和5年7月1日から一般許可の専任技術者の要件が緩和されたようですが？

A. ①一級施工管理技術検定の第一次検定合格者は合格後3年の実務経験を有すること、②二級施工管理技術検定の第一次検定合格者は合格後5年の実務経験を有することで、一般建設業許可の専任技術者の要件を満たすとされました。但し、この要件緩和は、指定建設業（土木一式、建築一式等）及び電気通信工事業では適用されませんのでご注意ください。（佐藤正）

スポーツの日

「スポーツの日」は、令和2年に「体育の日」から改称されました。「スポーツ」は「体育」より広い意味を持ち、自発的に楽しむという意味を含んでいるそうです。体育の日の趣旨は「スポーツに楽しみ、健康な心身をつちかう」でしたが、スポーツの日の趣旨は「スポーツを楽しみ、他者を尊重する精神を培うとともに、健康で活力ある社会の実現を願う」に改められました。昭和39年に東京オリンピックの開会式が行われた10月10日を「体育の日」と定め、国民の祝日としていましたが、平成12年から移動祝日（10月の第2月曜日）となりました。（佐藤正）

